

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和元年12月12日（木）
午前9時56分～午後10時40分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 相澤 祐司 副委員長 大沼 宗彦
委員 菅原 和子 委員 吉田 良
委員 山口 實 委員 丹野 政喜
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総 務 部 長 渋谷 武 志
出席した者 総務部次長兼政策企画
課長兼男女・共同市民 小平 英俊
参画推進室長
税 務 課 長 菊 地 俊 雄
政策企画課長補佐兼
男女共同・市民参画 佐 藤 徹 也
推進室長補佐
税 務 課 長 補 佐 仙 石 明 光
主幹兼固定資産税係長 鈴木 隆 文
推 進 係 長 佐 藤 洋
- 6 事務局職員 事 務 局 長 相 澤 幸 也
次 長 加 藤 勤
主 事 阿 部 真 由

7 付 議 事 件

- (1) 議案第106号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第115号 指定管理者の指定について
- (3) 陳 情 第 4 号 乗り合いバス「なとりん号」に関する陳情
- (4) 令和元年度議会懇談会における意見・提言等の調査について

午前9時56分 開 会

○委員長（相澤祐司） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第106号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 1年間延長して課税免除することですが、課税免除される土地の面積と本来課税されるべきである都市計画税の額を把握していれば伺いたいと思います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、固定資産税係長。

○固定資産税係長（鈴木隆文） 面積については集計しておりません。課税額については、令和2年度分はまだ試算ができていないため、今年度の影響額でお答えいたします。土地については、納税義務者数は281名、金額は304万8,000円となります。家屋については、納税義務者数は80名、金額は634万9,000円となっています。

○委員長（相澤祐司） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 先日の御説明では市街化区域への編入がまだ全員完了しているわけではないため、課税に関して不公平さが生じることが一つの理由ということでした。しかし閑上地区だけを考えればそうかもしれませんが、市内全域として捉えれば、都市計画税を納めている方はいらっしゃるの、速やか

に課税できる体制を整えることが本来望ましいと考えます。例えば土地区画整理事業地内の全域が市街化区域になった場合は、どのくらいの課税額になるか見込まれているのでしょうか。

○税務課長（菊地俊雄） 先ほど課税免除される土地の面積については、集計しておりませんと答弁申し上げましたが、同様に後々課税となる額についても集計はしていないところです。ただ、言えるのは今の市街化区域を造成している土地区画整理事業地内の全域が市街化区域になった場合には、当然都市計画税を課税させていただくことになります。土地や家屋の所有者の方に課税することになりますので、市有地などもあり額については見込めていないというのが実情です。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 本会議でお聞きした御答弁によりますと、令和4年度から課税できる見込みであるとのことでしたが、免除されていてゼロだったものが急に100になるとかなり負担が大きく感じられる方もいらっしゃるかと思います。それに対して何か対策は考えられているのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 都市計画区域に編入されるとなれば、都市計画税を納めていただくことになるということを地権者や所有者へ周知いたします。また震災以前は都市計画区域にお住まいになられていて、都市計画税の納税義務者だった方が震災後一時的に免除されている場合もありますので、新規の納税義務者でなければおおよそ御理解いただけていると捉えています。

○委員長（相澤祐司） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） それは確実ではないと思いますが、では今免除されている方々は御自身が課税免除されているという認識はお持ちなののでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、固定資産税係長。

○固定資産税係長（鈴木隆文） 現在免除している方につきましては、まず納税通知書に課税明細書というものを添付しております。こちらに都市計画税免除という文字を記載して毎年送付をしておりますので、御理解いただけていると考えております。また、家屋については全て新築の家屋ですので、家屋評価に必ず伺います。その際に現時点では課税免除されていますということをお伝

えてしております。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。山口 實委員。

○委員（山口 實） 区画整理を進めるに当たってこのような課税免除などの状態が発生することは考えられることだと思いますが、それでは区画整理と並行して市街化区域への編入手続を進めることはできないのかお伺いしたいと思います。

○委員長（相澤祐司） 暫時休憩いたします。

午前10時5分 休 憩

午前10時5分 再 開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。山口 實委員。

○委員（山口 實） 市街化区域と市街化調整区域が混在している場合に、調整区域内の住民と整合性を図るために、市街化区域の都市計画税を免除するという状態が発生してきます。しかし、それは事前に分かっていることだと思いますから、土地区画整理事業と並行して市街化区域への編入を進めていけないものなのでしょうか。もしくは、法令上区画整理完了後に課税免除の手続をすることになっているのか、伺います。

○委員長（相澤祐司） 暫時休憩いたします。

午前10時7分 休 憩

午前10時8分 再 開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。答弁、総務部長。

○総務部長（渋谷武志） これまでも本市としましては、土地区画整理事業の多くを民間主導で行ってきました。そのときに市街化区域と市街化調整区域が混在するような場合は、まず市街化区域への編入手続が行われ、その後に区画整理が行われるというのが流れとなっておりました。今回は御承知のとおり、東日本大震災という未曾有の災害の中で、閑上をどのように復興するのかということで、土地区画整理事業という手法を用いた経緯があります。まちを早く再建する中で、市街化区域への編入という手続がいわゆる同時進行で行われず、お住まいの再建を優先しており、編入手続の前に皆様がお住まいになり始めたという流れがあります。そのような中で、極端なお話ですが、例えば隣の家の方は課税されない、御自身の家は課税される、となったときに同じ土地区

画整理事業地内の中で不公平感が生じてしまいます。それに対して本市としてどう対応するかということで、今回は特例で市街化区域編入までは都市計画税については課税しないという課税免除の対応をすべきだという判断を行ったところです。特例という形で課税免除をしておりますので、今後市街化区域への編入手続がなされれば適正課税という観点から速やかに事務処理を進め課税をしていきます。

○委員長（相澤祐司） 山口 實委員。

○委員（山口 實） 震災に関連する土地区画整理事業ということで、特例のかたちをとったとのことですが、税の公平性というものはよく聞く言葉であり、その点からしても整合性を図るべきだと思います。以後このような事態が発生することもあるかと思いますが、その際はそういった点も考慮しながら進めていただきたいと思います。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 先ほど課税免除される土地の面積については把握していないとのことでしたが、区画整理事業の範囲が決まっている中で、なぜ土地の課税免除になっている面積が把握できていないのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 個別の面積を積み上げれば合計として算出できますが、その個別の面積について資料を持ち得ていないところです。

○委員長（相澤祐司） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 面積については承知しました。市街化区域への編入完了予定が令和3年5月ごろとのことでしたが、震災復興計画ができてから相当時間が経っていて、スピードが遅過ぎだと感じます。編入については県の決定ということもあるかと思いますが、それにしても時間がかかり過ぎだと思います。閑上には家も建ち始めていて、まちとしての機能を回復してきているにもかかわらず、課税の部分で他の地域と差が出ているのはどうなのかなというのが率直な意見です。働きかけとして、もう少し早めることはできないのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 課税免除を決定した当初は平成30年度中には市街化

区域に編入するという事で、いわゆる平成31年3月までにはということになりますので、平成31年1月1日の賦課期日時点ではまだ編入されていない方もいらっしゃるため、令和元年度までは当初から見込んでいたところです。しかし、市街化区域の編入に関しては県が決定するものであり、それに伴いまして、先日の本会議で建設部長が答弁申し上げましたが、編入完了予定としては令和3年5月ごろとしているということです。税務側といたしましては、編入された来る直近の1月1日現在において市街化区域なのかどうかだけを判断することになりますので、例えば令和2年5月に編入となれば、令和3年1月1日に賦課が決定されますので、令和3年度から課税するということになります。そうすると、先の予定としては結果的に1年前倒しになりますが、編入の見込みが明らかでないため、今回は1年の延長をお願いするものです。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 議案資料の特定非営利活動法人パートナーシップなどの概要の5 事業実績の欄に「なとセンわくわくフェスタ事業」等とありますが、等の部分について主な活動はどのようなものがあつたのか確認させていた

だきたいと思います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、推進係長。

○推進係長（佐藤 洋） 自主事業と市でお願いしている事業とがありますが、市でお願いしている事業については市民活動フォーラムがあります。また年に3回、企業の方をお呼びして各団体との情報交換会を行っております。また、各種講座を行っているところです。自主事業としましては、市民の方向けに市役所1階のポケットギャラリーにおいてパネル展なども行っているところでは。

○委員長（相澤祐司） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 各種講座等についていろいろな要望が団体からあると思いますが、そういった要望をどのように組み込んで今後の事業に生かしていくのか、お考えをお伺いいたします。

○委員長（相澤祐司） 答弁、男女共同・市民参画推進室長。

○男女共同・市民参画推進室長（小平英俊） 利用者のニーズの把握ということについては、過去に利用者に対してのアンケート調査を実施し、施設の利用状況についての満足度等を把握しているところです。また常日ごろから窓口にお越しいただく団体の方とはコミュニケーションを取り、ニーズについて汲み取っていると指定管理者からはお話を伺っております。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 職員の人数など体制についてお伺いします。

○委員長（相澤祐司） 答弁、男女共同・市民参画推進室長。

○男女共同・市民参画推進室長（小平英俊） 常勤の職員が正職員5名と、臨時職員1名という体制でこれからの5年間指定管理を行うと伺っております。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたし

ます。

これより議案第115号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第106号及び議案第115号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することにした。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時23分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

次に、付議事件の（3）陳情第4号 乗り合いバス「なとりん号」に関する陳情を議題といたします。

陳情第4号に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（阿部真由） 〔資料1により説明をなした〕

○委員長（相澤祐司） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

＊休憩中の要旨

- ・原案のとおりとすることとした。

午前１０時３６分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告書については、原案のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、付議事件の（４）令和元年度議会懇談会における意見・提言等の調査についてを議題といたします。

このことに係る委員会調査報告の取りまとめについては、陳情第４号の報告内容から一部抜粋し作成することとしておりました。

初めに、報告書案について、書記をして説明いたさせ、その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（阿部真由） 〔資料２により説明をなした〕

○委員長（相澤祐司） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前１０時３９分 休憩

＊休憩中の要旨

- ・原案のとおりとすることとした。

午前１０時３９分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。令和元年度議会懇談会における意見・提言等の調査報告については、休憩中の協議のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前１０時４０分 散会

令和元年１２月１２日

総務消防常任委員会

委員長 相 澤 祐 司